

厚生常任委員会

平成20年5月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子 ○辻 善次 小林 誠
吉野 俊明 西谷 剛周
中川議長

2. 欠席委員

木田 守彦

3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
国保医療課長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

4. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 藤原 伸宏 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、小林委員

委員長

皆さん、おはようございます。

本日、木田委員より欠席の申し出がございましたので、今現在、全委員出席というふうになっております。

審査に入ります前に、4月に町職員の人事異動がございました。この異動のありました職員につきまして、当委員会にかかわる部署に關しまして、ご紹介の方していただきたいと思ひます。

西本部長、お願いします。

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。いろいろな制度が変るなかで、新たに課の設置をされたり、そしてまたいろいろ係も統合されたりとかございましたが、皆さんには町民の奉仕者としてさらにがんばっていただきたいと思ひます。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構でございます。どうもお世話さまでした。直ちに執務に入っただいて結構でございます。

（ 職員退室 ）

委員長

それでは、厚生常任委員会を開会いたします。本日の会議を開きます。まず初めに町長のご挨拶をお受けしたいと思ひます。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。署名委員に、小林委員、辻委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願ひいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに1. 継続審査案件であります(1) (仮称)総合福祉会館の整備、運営に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 (仮称)総合福祉会館の整備、運営に関することについて、前回の委員会後の事業進捗状況等のご報告をさせていただきます。

3月の委員会では、現地調査をしていただきましてありがとうございます。現在、その後、竣工を目指しまして工事を進めているところでございます。

また、5月号広報では、正式名称が斑鳩町総合保健福祉会館、また愛称が生き生きプラザ斑鳩と決まったこと、また、9月1日から総合保健福祉会館をオープンする予定であること等の掲載をさせていただきます。住民の方にご周知をさせていただいたところでございます。

また、総合保健福祉会館を定期的または継続的に使用される団体の登録の申請、また会議室、大会議室等を利用される際の使用の申し込みをされるときに、団体登録していただきますと半額の減免があるということでございます。そういう周知もさせていただきます。この6月2日から健康対策課でその登録の受付を行うということも周知させていただきました。また、大会議室、会議室、視聴覚室の使用の申し込みを7月1日から始まる、2ヶ月前からできるということでございますので、7月1日からも登録の申し込みをするということも周知をさせていただいたところでございます。

また、完成後につきましては、建築確認の検査や消防検査、また町の竣工検査を受ける予定でありまして、その後、備品の整備やまた各設備の運転、調整を行いまして9月1日からの開館に準備を進めていく予定でございます。

今後も事業の進捗状況の報告、完成後の運営につきまして、議会にご相談しながらよりよい施設の運営に取り組んでまいりたいと考えてお

りますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。
以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(な し)

委員長 特にございませんでしょうか。よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

なお、現地調査でございますが、ただいま課長から報告がありましたように、工事が完了いたしますのが今月末になるということです。建物が完成いたしましてから、現地調査を行ってまいりたいと思ひますので、6月議会開会中の、6月13日の厚生常任委員会におきまして、委員会を開会し、直ちに休憩をとりまして、総合保健福祉会館の現地調査を行い、そして帰庁後、委員会を再開し審議をするというふうに進めてまいりたいと思ひております。ただ、この6月13日の時点では、備品等の関係につきましては、まだ入っておりませんが、備品が入ってくるまで待つておりますと、8月になってまいります。そしてまた、いろんな業者の出入りのときに視察があたりまして、かえってややこしいこともあるだろうと思ひますので、できるだけ早い時期に皆さんに現地調査をしていただいて、完成した状態を見ていただくという方がよいのではないかと思ひますので、6月の委員会のときに現地調査をさせていただきたいと思ひますが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、異議がないようですので、そのように取り計らってまいりたいと思ひます。

以上をもちまして、継続審査につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

次に、2. 6月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1) 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、理事者の説明を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療課長 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

資料1をご用意させていただいております。その末尾の要旨をお開きいただきたいと思います。まず、要旨を読ませていただきます。

(要旨朗読)

国保医療課長 具体的な内容でございますが、1ページ前の新旧対照表をご覧くださいと思います。まずその改正の内容でございますが、第11条

でございます。広域連合に広域連合長及び副広域連合長を置くとなっておりますが、その人数を2人から3人に変更するものでございます。

次に、第12条第5項でございます。現在は、副広域連合長は関係市町村の長のうちから選任するとなっておりますが、これを関係市町村の長2人、そして広域連合の運営に関し識見を有する者1人というふうに変更をさせていただくものでございます。

次に、第13条でございますが、副広域連合長の任期についてでございますが、これまでは、関係市町村の長から選任されてきましたもので、その関係市町村の長の任期というふうに定めてあったものを、第13条の第2項でございますが、任期を4年とすると、ただし、関係市町村の長として選任された方については従前どおりであるという旨でございます。3項は、新たに広域連合長または副広域連合長が関係市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失うという旨を規定させていただくものでございます。

この規約案につきましては、県内39市町村すべての議会に上程されまして、議決をいただくこととしております。本町におきましても、6月の議会におきまして議決をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 そうしましたら、私の方から少し確認をさせていただきたいと思ひます。

このなかで、広域連合の運営に関し識見を有する者1人という方を副連合長にと、付け加えていくんだという考え方示されました。制度をスタートさせるなかで、やはり組織の強化を図らなければならないという目的を持っておられるのだろうということは理解いたしますが、この識見を有する者という方をいったいどういう方が想定されているのか、ということについては確認をさせていただいておきたいなというふうに思ひますが。 小城町長。

町 長 元保険課長をされてまして、国保の組合とも関係の深かった、また今次長をされている竹内という県の職員でございますけれども、それが後期高齢者の識見を有する者ということの1名を追加すると。私はなぜ去年のときにできなかったのかと。ただ、市長会、あるいは町村会の長をこれに充てといて、そして識見を有する者がいないというのはおかしいやないかと。今ごろ出てくるというのは、なんかそういう不備があったんかということをお尋ねまして、これ議会の同意事項ですから、そういうことも慎重にやっただかんと。最初の出発からそういう点では、漏れ落ちてたと言うたらいかんですけど、識見を有す

る人を入れるべきが当然ではないかということを示し上げてきましたが。竹内というのが職員で、後期高齢者の副連合長につくということです。

委員長

非常に経験豊かな県の職員さんがそういうかたちで入っていただくということで、制度も複雑で、そしていろいろ世間でもいろんな問題提起されているなかで、この処置については当然の処置なんだろうなというふうには考えているところですが。

他になにかこの件に関しましてございますか。また、後期高齢者医療に関してでも結構です。関連としてお尋ねになりたいことございましたら。 吉野委員。

吉野委員

先ほど、町長さんからもお話しがありましたとおり、町長さんのご意見、大変いいご意見で、また長年町政に携わって組長としてやられてきておられる人の意見ですから、大変重みがあったと私も思っています。

それで、後期高齢者の議論について、議会だよりにありますとおり、反対意見が、里川さんですか。この件なんですけども、県の南部の方の自治体では意見書なども取り上げておりましたが、斑鳩町では2名が意見書を取り上げるというふうに賛成ということで、あと他の議員は賛成というかたちであったわけです。

先日、テレビ見ておりましたら、総理大臣がある選挙の敗北の後を受けて、新聞記者から質問を受けておりました。珍しく顔を強張らせて、後期高齢者医療については、説明不足ではないかという新聞記者の質問に対して、十分説明しているのではないかと、こういうように言うておりました。同じくその言葉の後に、地方自治体においても十分説明をしていると、こういう発言がありまして、なるほど。説明しているだろうなと思います。ところが、私どもの地区には、後期高齢者がたくさんおられまして、いっしょにグランドゴルフなどしておりますと、やはり、私が思っている以上に怒りの声が大きかったと思

います。斑鳩町としては、いろんな怒りの声があったと思うのですが、それを集約してですね、これはこういうことで説明しましたというような、集約したものを是非聞かせていただきたいなと思うんですけど。今では無理でしょうか。

委員長

ただいま、吉野委員のご質問につきましては、スタートする前、またはスタート後ですね。いろいろな町民さんからの問合せや苦情というんですか、そういったものがいろいろあったのではないかとのご推察のなかで、斑鳩町の状況はどうだったのかということをお尋ねになっているんだと思いますので。担当課の方では、現状、これまでにどんなふうな状況があったのかという報告ができればしていただけたらと思いますが。 植村国保医療課長。

国保医療
課長

本町におきましては、この制度につきましては、詳細につきましては12月号広報あたりから毎月のように広報紙のほうに制度のあらまし等を掲載をさせてきていただいております。また、要望があった地区につきましては、出前講座などにも行かせていただいているという状況でございます。

3月の中旬に保険証を送らせていただきまして、問合せが多くなりましたのは3月の下旬ごろからでございます。当初は、保険証が届かないという内容が多かったわけでございます。その後、4月4日に保険料の仮徴収額の決定通知書を送付させていただきました。直後の土曜、日曜の4月5日、6日につきましては、担当者も待機させていただいたところでございますが、問合せはございませんでした。その週明け、4月7日からは、問合せがございまして、問合せの件数で申しますと、4月7日が48件、8日が31件、9日17件、10日9件、11日13件ということで、次第に問合せの件数等は少なくなっておりますが、日常的に現在も数件の問合せはございます。これは他の業務と同様でございます。

問合せの内容につきましては、制度全般にかかるものでありますと

か、保険証、仮徴収にかかるものがほとんどでございまして、一人ひとりにご理解いただくよう努めているところでございますが、その問合せの多い内容の例を挙げさせていただきますと、まず先ほども申し上げましたが、保険証が届いていないということでございます。これにつきましては、後期高齢者の保険証がカードになっておりますので、そのカードそのものを保険証と気づいておられないというケースでありますとか、保険証を配達記録で送らせていただいているんですが、受け取っていただいているんですけどその封書を開けていただいているというケースがほとんどでございまして、保険証の未着問題などもマスコミでは取り上げられたところですが、現在、斑鳩町で保険証が届かないのは居所不明者1件のみでございます。今現在どこにおられるか、住民票はあるんですけど所在がわからないという方については1件お預かりをさせていただいているところでございます。それ以外の問合せの多い内容としましては、保険料の算定方法、計算式ですね。保険料の計算式がわかりにくいということであるとか、夫婦そろってどちらも年金を受けているのに片一方は特別徴収の連絡はきたけれども片一方はこないと。特別徴収にもいろんな要件がございますので、必ずしも年金を受けているからといって特別徴収になるとは限りませんが、そういうふうに夫婦の間でちょっと違うと、いうような内容がほとんどでございます。

現在のところは一般の他の業務と同じように、今言ったような内容の質問が、件数としては少なくなっているというような状況でございます。

委員長

ただいま報告をしていただきました。引き続きでなにかございましたらお受けいたします。

吉野委員さん、今の報告だけでよろしいですか。

(「今のところ、はい」との声あり。)

委員長 なにかその他にはございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、以上もちまして、6月定例会の付議予定議案につきましては、あらかじめ説明を受けたということで終わらせていただきます。

次に、3. 各課報告事項について議題といたします。

(1) 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）、報告を求めます。

清水住民課長。

住民課長 それでは、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）ご説明申し上げます。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

住民課長 次に、資料2の最後のページの要旨をご覧ください。

(要旨朗読)

住民課長 ということで、5月1日から戸籍法及び標準令が改正、施行されましたことから4月30日をもって専決処分させていただきました。

なお、戸籍法の改正内容につきましては、戸籍の公開制度が見直しされ、戸籍の謄抄本、除籍の謄本の交付請求をすることができる場合を制限する内容の改正であり、今日まで交付請求は、何人も請求することができることとされていた条文を、戸籍に記載される者や直系尊属または直系卑属並びに配偶者のみ交付できることとなりました。戸籍法では、これらの内容について条文の改正が行われたため、この手数料条例の戸籍法及び標準令の引用条文が変ることから改正させていただ

いたものであります。

手数料額につきましては、従来どおりであります。当条例の改正条文の説明は省略させていただき、簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に進めたいと思います。次、(2)町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)につきまして、理事者の報告を求めたいと思います。植村国保医療課長。

国保医療課長 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)について、ご説明申し上げます。

資料3をご用意させていただいております。まず、一番上の専決処分書について朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

国保医療課長 同じ資料の最後のページをお開きいただきたいと思います。

(要旨朗読)

国保医療課長 改正の内容については次のとおりでございます。

まず1. 基礎課税額の賦課限度額を現行の56万円から47万円に改め、また後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を12万円に設定

することをございます。

次に、2. 国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行する場合であって、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が1人になった世帯について、5年間、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額を2分の1減額すること。また、国民健康保険税の減額対象の基準を算定する場合、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者について、5年間、同一世帯に含むこととすることをございます。

これは具体的に申しますと、夫婦二人暮らしで夫が75歳以上、妻が75未満の場合でありますと、夫が後期高齢者医療制度に移行し、妻一人だけが国民健康保険に残ることになります。このような場合、世帯に係る基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の平等割額につきまして、5年間は半額にしていこうという経過措置を設けるものをございます。

また、このような場合も含めまして、5割減額、2割減額について、従前どおりの措置が図られるよう、5年間は、減額の基準を算定する際には、後期高齢者医療に移行した方もその算定に含めていこうというものをございます。

次に、3. 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行する場合であって、その65歳以上の被扶養者が国民健康保険に加入することとなったとき、国民健康保険税の減免の対象とすることをございます。

これは具体的に申しますと、会社の健康保険に加入していた75歳以上の高齢者の方が、後期高齢者医療制度に移行することによりまして、その扶養家族がその会社の健康保険に残れなくなります。その方が他の健康保険の扶養家族になったりした場合は、それはそれでいいんですけども、国民健康保険に加入されるというケースがでてまいります。この場合におきまして、社会保険の被扶養者が後期高齢者医療制度に加入した場合と同様の減免を受けられるように配慮するものをございまして、具体的には均等割、平等割を半額にしていこうという

ものでございます。条例上の位置付けとしましては、減免の対象者に
するということでございます。

4点目は、国民健康保険税の2割軽減の取扱いについてでございます
すが、これまでの申請に基づく方法から、職権による方法にすること
ということでございます。いわゆるご本人さんからの申請はいら
ないということでございます。

この条例改正につきましては、先ほど申し上げましたように平成2
0年4月30日をもって町長の専決処分としたところでございま
して、6月の議会におきまして、その承認をお願いするものでございま
す。

簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めること
について（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがございましたら、
お受けしたいと思います。いかがでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 実際に後期高齢者、私も相当いろんな人の住民の不満とか聞くん
ですが、実際の政府が導入の折に説明してた70%ぐらいは軽減される
んやということで、大臣も説明してたと思うんですが、実際、斑鳩町
の実態見て現状はどうなんですか。どの程度削減なってるのか、それ
ともほとんど対象変らない、あるいは逆に増えてるとか、そのへん
の実情をちょっと教えてください。

国保医療 実際、新制度になってからの賦課というのは7月になりますので、
課長 その実態というのはその賦課を待たなければ確かなものということ
は出てきません。ただ、国民健康保険と後期高齢者医療制度の計算方法
がまったく違うということ。特に、郡部におきましては、国民健康保
険については資産割額を算定しておりましたが、後期高齢者医療にな
りますとその資産割がないということがございます。そういった点で

は、資産をお持ちの方につきましては、国民健康保険税よりも少なくなるだろうというふうに思っております。また、国民年金しか受けていないという世帯、7割軽減をされている世帯についても後期高齢者医療制度に移られたほうが少なくなるだろうと。ただ、所得をたくさんお持ちの高齢者であったりした場合には増えていくということで、個々によって違います。

大臣とかがおっしゃっているのは、例えば大都市、東京でありますとか大阪のように、もともと資産割を課税していないというところも含めてのいろんな話でございますので、その地区、地域地域によって実情が変わってくるものでございます。

もう一点、後期高齢者医療制度ができたことによりまして、3月の議会でもお願いしましたように、国民健康保険に新たに支援金分というものが付け加わっております。比較される際には、例えば平成19年度の国民健康保険税と平成20年度の後期高齢者の保険料を比較すると、値上がるという方であっても、平成20年度の国民健康保険税を仮に算定した場合、後期高齢者のほうが少ないという場合も出てきます。一人ひとり、地域地域によって実情が異なりますので、大臣がおっしゃるような内容がすべての地区に当てはまるということではないということでございます。

いずれにしても、なかなかその算定方法が違うということから、何%が少なくなるというふうにちょっと簡単には申せないということにつきましてはご理解をいただきたいと思っております。

西谷委員 結局その大臣が説明してたことは、まったく根拠のない数字やったということ、裏返したら、今の説明聞いていたら。

国保医療課長 大臣のその根拠というのは私も存じませんが、当然、厚生労働省がいろんな資料を調製するなかでは、そういう先ほど申しました、大都市部分も含まれた話しになろうかと思っておりますので。先ほど私言いましたのは、必ずしも大臣がおっしゃったことが地域地域にそれぞれ

に必ず当てはまるのではないということをお答えさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

西谷委員　実際に町民の人も、実際にクレームのなかでは、国が説明しているなかでの話しを聞いてて実際に数字が違うという、そこで7月になって実際に今言われているようなことをもうちょっと住民にわかりやすい説明が、どない言うたらええんかな、もう少しその、納得はできへんとしても少なくとも斑鳩町の実態のなかでこうですよみたいな具体的な、ええ悪いは別にして、実態を知ってもらおうという努力はしているかなあかん違うかなということは思います。実際の7月以降の確定なった時点で、再度そういうことの説明ていうのはしていただきたいなということでご要望ときます。

町長　今説明をせよと、総理大臣がおっしゃった、地方がもっと詳しく説明したらええと。この関係等については、もう今年の12月議会でもなかなか決まってないんです。国の方針もなけりゃ、県の方針もなけりゃ、もう3月議会提案せんなん間近に出てくるという、こういう状態でね、市町村がそういうことを説明しようにもないわけですから。そういうところが今かけ離れているのは、目線で物事が言えない。だから、舛添厚生労働大臣がおっしゃるように、東京で、あるいは大阪府を参考にした厚生労働省が出すようなね、やっぱり奈良県下でも吉野山間と、山添とかそういうところは違うわけですから。だから山添とか吉野山間は、後期高齢者については大変なんです。別にそんなん何もなかったら何も無いわけですから。健康体ですから。そのことの実態の把握ができないというところにこういういろんな矛盾が生じてきたと。それが2年前に法律が通ってからですよ、何もしてないわけですから。そのへんのところに周知徹底せい言うたかて、我々職員にも、まだ町長決まりませんねん、これ3月議会でこれ提案せんなんけれど、1月になってもまだこれ、おっしゃるようになりますね、里川厚生委員長がやかましくまだ決まってないって12月議会からおっしゃってるわ

けですから。我々も、職員がそれでもう日夜ですね、晩の9時や10時にまでなってますよ、把握をするために県とのヒアリングとかそんなことばっかししてですね、結局住民に説明しようとしたら、こっちは難しい言葉言うもんやから、住民の方が来られたかてなかなか理解しえないんです。そのへんのところをこうしていろいろとパンフレット配ってますけれど、パンフレットそのものを見たかて、これ何をどうかて、参考事例見たかてその当てはまった者はいいですよ、当てはまらない者は、やっぱり低所得者等の関係については非常に難しいと思いますね。だから、西谷委員のおっしゃっていただくように、あまりにも国、県が示さない、そして7月に初めてわかりますというようなことですから。今、吉野委員もおっしゃったように4月の連休中ですね、4月の土、日の、おそらく市あたりは窓口開けてるんですよ。住民から苦情が、問合せがあったらいかんということで、窓口を郡山市も奈良市も開けてるんです。だけど、うちの場合はなかったですけど、そのあくる日から実際これ48件から31件、17件、9件と13件ですか、きてますようにですね、そういう住民窓口へ来られるというのは、そういういろいろ問合せ等ありますから、そういうこと今後十分、国、県との連絡を受けてですね、早くこういう処置ができるように努めてまいりたいと思っています。

委員長 町としての構えを、ただ今町長の方もおっしゃっていただいたわけですが、その他に何かございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、ちょっと私お尋ねしておきたいんですが。この専決処分で条例改正されていくわけですが。ただ、この2点目や3点目、4点目ですね、こういうふうに変っていくんだと、こういうふうになるんだということで示していただけてますが、おおよそですね、国保の世帯のなかでこういうのに当たる世帯ですね、割合というんです

か、大体どの程度の世帯がこういったところにかかってくるのかという、数字的なものがわかるようであれば、およそでも結構ですので、教えていただきたいなと思うんですが。 植村国保医療課長。

国保医療課長 2点目でございますが、後期高齢者医療に移行されて世帯が1人になってしまうという世帯につきましては、およそ200世帯ぐらいというふうに推測しております。先ほど言いましたように実際には7月にはっきりとした数字が出てくると思いますが、200世帯ぐらいと考えております。

また3点目の新たに65歳以上の方で国民健康保険の資格を取得される方につきましては、これは大体10世帯ぐらいと考えております。

それから4点目の2割軽減につきましては、およそ400世帯ぐらいと考えているところでございます。

委員長 ただ今、町がおよそ推定している数字をお尋ねしました。こういう制度が変わるとき、そしてまた賦課の方法も変わるときにつきましては、やはり先ほど西谷委員からもございました、町としては町民の皆さんによりわかりやすく広報していただく、そしてまた問合せがあったときにはよりわかりやすく説明をしていただくということ、さらに心掛けていただきますようお願いしておきたいと思っております。

他に委員さんのほうで何かございますでしょうか。

(な し)

委員長 ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは続きまして、(3)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について、理事者の報告を求めたいと思っております。

西川福祉課長。

福祉課長 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)の中に福祉課関係

のものがございますことからご報告させていただきます。

資料4にこの補正予算の総括表を配布させていただいております。裏表となっておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、内容につきましては、一般の住民の方から福祉基金への寄附5万円がございましたことから、それに伴います補正予算となっております。資料につきましては、まず表面の歳入についてであります。第17款の寄附金において、先ほど申しました福祉基金へ5万円の寄附がありましたことから歳入の補正をするものであります。

また、裏面の歳出でございますが、第3款民生費におきまして、そのいただきました寄附金を福祉基金へと積立てるために5万円の増額補正をお願いするものでございます。

この補正予算につきましては、6月議会に提出措置をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたら、お受けいたします。いかがでしょうか。

(な し)

委員長 ございませんか。よろしいですか。
そうしましたら続きまして、(4)平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について、これにつきまして報告を求めたいと思います。西川福祉課長。

福祉課長 平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、資料5としてご配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

住民生活部にかかります報告につきましては、その表の上から第3款の民生費、第4款衛生費がございます。まず、福祉課にかかりますものを私からご報告させていただきます。また、次の衛生費につきま

しては、環境対策課のほうからまたご報告させていただきますのでよろしくをお願いします。

まず、第3款民生費、第1項社会福祉費の（仮称）総合福祉会館建設事業費におきまして、当初、19年度単年度事業ということで予定しておりましたが、入札等のやり直し等によりまして、工期が19年度と20年度の2カ年間に渡り、2カ年事業となったところでございます。そのため20年度会計に繰越明許をお願いしたいということでご報告させていただきます。翌年度の繰越額としましては、委託料また工事請負費、備品購入費等でございまして、総額5億9,881万1,700円を繰越しさせていただいたものでございます。

以上でございます。

委員長 乾環境対策課長。

環境対策課長 続きまして、環境対策課の所管にかかります繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

表の上から2番目でございますが、第4款衛生費、第2項清掃費の衛生処理場の周辺対策事業でございます。これにつきましては、3月の議会の定例会におきましてもご説明のほうさせてもらいましたけれども、幸前自治会の補償工事でございます農道整備工事につきまして、地元自治会内の調整に時間を要しておるということでございまして、平成19年度末までに予算の支出を見込めなかったということから963万9,000円を本年度予算に繰越させていただくものでございます。

以上、簡単でございますが、平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、住民生活部にかかります説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終了しましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 この清掃費のなかの繰越明許費、幸前農道ってどんな内容か。

環境対策課長 幸前自治会からの補償の要望でございます農道整備事業ということで、国道25号線から秋葉川までの、ちょうど幸前自治会の東側でございます。25号線から秋葉川までの農道整備工事ということでございます。農道ということで4m道路の新設ということでご要望いただいている工事でございます。

辻委員 これ補償工事のいろいろ他の議員さんもいろいろ決算とか予算で言われていますなかで、できましたらこういう補償工事につきまして地元から要望もあります。状況もありますけども、できましたら繰越のないように、地域は地域でまとめていただいて道路整備、まとめていただいたなかでやっぱり要望していただくと、いうのがこれが本来の筋やと思いますけれど。どういう事情で、多分これ地権者の関係やと思いますけれど。できましたら地権者も一応、まあ町外の方の地権者で地域外の地権者やつたらこれやむを得ない場合もありますけれども。多分これ町内の地権者の関係で工事が進まない、農道整備でしたらね。できましたらこういう補償工事につきましては、地元も大変やと思いますけれども、ある程度やっぱり地域でまとめたなかで要望していただくと、いうのが今後お願いしていきたいなということで考えてよろしく申し上げます。

委員長 要望でよろしいですか。

辻委員 はい。

委員長 他に委員さんのほうでなにかございませんでしょうか。

(な し)

委員長 よろしいですか。
ないようですので、以上で各課報告事項については終わらせていただきますと思いますが、その他にですね、理事者側から何か報告しておくことがございましたらお聞きしておきたいと思いますが。
西川福祉課長。

福祉課長 1点報告させていただきたいと思います。身体障害者ふれあいのつどい等の日程について、ご報告をさせていただきます。
例年、議長様はじめ厚生常任委員の皆さまには、付き添い等のお手伝いをお願いしておりますが、今年的心身障害者ふれあいのつどい等の日程が決まりましたのでお知らせさせていただきます。
まず、心身障害者ふれあいのつどいでございます。1泊2日を予定しておりますが、7月の27日(日)、28日(月)の2日間を予定しております。これが心身障害者ふれあいのつどいでございます。
また、身体障害者ふれあいのつどいは日帰りでございますが、8月27日を予定しております。
また、一日里親会でございますが、7月30日、これも日帰りでございますが予定をしております。
また、日程等は説明させていただきましたが、行き先等はまだ今業者等の選定も行いまして、これから決定する予定でございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。また、詳しい内容等が決まりましたら皆さまにお知らせしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 他に。 植村国保医療課長。

国保医療課長 私のほうからも1点ご報告申し上げたいことがございます。
平成20年度の国民健康保険事業特別会計と老人保健事業特別会計の予算の補正についてであります。平成19年度の両特別会計におい

て、ともに、歳入が、医療に要した費用である歳出に対して不足が生じる見込でありますため、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、平成20年度の予算から繰上充用する必要が生じるものと考えております。金額の確定につきましてはこれからとなりますが、この予算の補正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、5月末日までに専決処分をさせていただきたく予定しております。そのご報告とともに、あらかじめご了解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただ今、理事者側から2点の報告がございましたが、それにつきまして何か委員さんのほうで、お尋ねになりたいことございますか。
辻委員。

辻委員 ちょっとふれあい旅行、行き先の関係ですけども。昨年、身体障害者のときに、昼の食事、あれ靴履き替えてしたと。できましたらああいうとこやなしに、そのままで土足でいけるような昼食するところ、なんか去年だいぶと手間取ってみたいな感じですので。できましたら、行き先を、食事するときになるべくそのままで食事できるような格好選んでもらえるように要望だけしておきます。

福祉課長 その辺も、今委員さんも申されましたように、課の方でも去年こうやったなということで今反省しておったところでございます。今年につきましてもご配慮させていただきまして計画させていただきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、以上、各課報告事項につきましては終わらせてい

ただきたいと思います。

続きまして、4. その他について、各委員皆さまから何かその他についてのご質疑などがございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 斑鳩町、今年から補償ということで、清水環境開発にごみ収集の委託をということでされてるんですが、実際にこういう話しを住民の方としますと相当住民の方の怒りとか非常識やという声を聞くんです。そこで、実際に斑鳩町のし尿汲み取り、そもそもそのこの問題となっ
たし尿汲み取りの推移についてですね、過去10年間でどの程度変化してんのかというところ、ちょっと教えていただきたいんですが。

委員長 先般ですね、直近の数字で営業状況など出していただいた経過がござい
ますが、過去10年に遡ってということであれば数字的には直ぐに出ますか、どう
でしょうか。 乾環境対策課長。

環境対策 今、手元の資料で平成15年からの資料しかございませんが。

課長

委員長 とりあえず、そうしたら。

環境対策 そうしたら、平成15年度でござい
ますが、収集の件数の、これ延べ件数
でござい
ますが、16, 250件。収集量が3, 343. 6k
1でござ
います。それから平成16年度につきま
しては、
収集件数
が15, 239
件、収集
量につ
きま
しては3, 241. 8k
1でござ
います。それから平成17年度でござ
い
ますが、
収集件
数が13, 35
2件、収
集量が3, 036. 6k
1でござ
います。平成18年度につ
きま
しては、
収集件
数が12, 044
件でござ
います。収集量につ
きま
しては2, 753. 1k
1でござ
います。それから、平成19年度
につ
きま
しては、
収集件
数が11, 119
件、収
集量につ
きま
しては2, 439. 4k
1でござ
います。平成15年度から平成19年度ま

での数字ということをご理解いただきたいと思います。

西谷委員　そしたら、次回までで結構ですんで。今、延べ件数で言われましたけれど実際、対象の世帯がどれだけあるのかということと、確かこの汲み取りについては、その収入については町へ納めて、斑鳩町としてはその業者に対して委託料払ってると思うんですが。過去10年間の汲み取りの件数の推移と汲取り料ですね、の推移、それと委託料の推移を出していただきたいと思います。

委員長　ただ今、委員から申し出のございました資料につきまして、次回の委員会までに、委員会に提出をしていただくということで、理事者側、それで用意できますでしょうか。　乾環境対策課長。

環境対策課長　文書の保存年限の関係もございますけれど、今ある資料、保存されている資料に基づきまして資料の作成をさせていただきたいと思えます。

委員長　他に委員の皆さんのなかで、その他につきましてご意見など。
吉野委員。

吉野委員　これも町長さんの冒頭のあいさつにもございましたように、いわゆる障害者さんの件なんですけれども、私、今問題にしたいと思えますのは、うちの近くにありますが、昭和町にあります心の障害者の施設の件なんです。まあ、この件だけではなくて、私、心の障害者のホームヘルパーの資格とったときからのお付き合いで、西和家族会というそういう心の障害者の会にオブザーバーとして時々参加させていただいておるんです。

その方たちが言うには、やはりバランスのとれた障害者対策を求めておりまして、いわゆる心の障害者に対してもうちちょっと力を入れていただきたいなというお話しをいただいております。

これ、厚生常任委員会の問題になるのかどうかわかりませんが、先ごろ斑鳩町で通学の学童の列に乱暴したっていうんですか、それを引率しているご父兄の方にも乱暴したと、こういう事件がありました。私、これもしかしたら心の障害者さんと関係ある事件ではないのかなと思ったりしております。その後ですね、こういう問題というか、あの同じ方によって同じ通学路を通る子どもさんには、そういうことは起きないように対策はできているのかどうか、そのへんわかればお願いを。

副町長

いろいろ今ご指摘のような児童に対する暴行事件が起きました。その後、町としてそのような事件が起らないような対策を教育委員会を含め、していただいております。また、町長からそれについての有識者に委員会をつくって、どうしていくかと、いうことをやれということを示されて、それもやっていくということで、町長がいつもおっしゃってますように、安心、安全なまちづくり、これに向けてですね努力をしていくと。今、多くの方々が見守り隊とか、いうようなボランティア活動をやっていただいております。私も先般、パトロールで下校時に巡回したわけですが、皆さんの大きな努力によって非常に児童のほうに助かってるんじゃないかと、また児童のほうもそのような方々に対して声を掛けて、こんにちとは、ありがとうというような声を掛けてる地域もございました。そういうなかで斑鳩町においての安全を追求していくなかで、より堅固にですね、地域の連携として成り立っていくんじゃないかなと、このように私思っております。こういうようなものをこれからも起こったからと、また起らないとは限らない、起こる可能性もございます。そういう起らないようにですね、努力をしていく、とこのようにそのような対策をとっていきたい、このように思っております。先ほど申しましたような、子どもの安全対策懇談会設置要綱というものをつくってですね、有識者から意見を聴くということで、対応をとっていききたいと、このように考えております。今も愛知県ですか、いろいろと女子高校生の凶悪

な殺人事件が起こってます。こういうようなものを含めてですね、やはり巡回をしていただく方の努力も期待しながらですね、その対応をし、そしてそのような環境を整えてまいりたい、このように考えております。

吉野委員　これ微妙な問題でして、プライバシーとかいろいろあるわけですし、そこらへんを心遣いしながら、副町長さんのご回答だっただろうと思います。例えば、よく児童に関しても自己防衛という言葉がこの頃よく出てくるんですよ。自己防衛によってとか。そのように子どもを育ててるとか、このようなお話もよくありますけども、先ほども学童通学路に関しては、自己防衛という観点からでは、防衛しきれない問題であったろうと思います。軽い精神障害の方がですね、心の障害の方がこのような事件を起こしましてその筋のお世話になると。ちょっとした過料とか、そういうことで地域に戻されるということで、次の事件もまた、私心配したわけでありまして。例えば、刑務所に入っている、いわゆる暴行犯のかなりの部分が精神障害者であるというように言われております。ですから、両方とも迷惑がかかるわけですから、この辺もうひとつ突っ込んだ心の障害者に対する対策も斑鳩町で十分考えていただきたいなと思っております。以上です。

副町長　心の障害者と、いろいろ障害を持っておられる方がおられます。そのような面につきましては、青少年問題協議会においてカウンセリングをやっております。事件が起こった場合についてもですね、続けてカウンセリングを行うようですね。我々から教育委員会に指示していくという状態でございますから、それが今、吉野委員がご指摘のこと、これ非常に重要やと思うんです。それが今までやってたのに事件が起こしたと、事件を起こしてその後またやっていくと、継続しながらですね、やっぱりやっていって、できるだけ起きないような状態に繋げていくと、これが大事やないかと、このように思ってます。

委員長

非常に吉野委員が今提起されました問題につきましては、難しい問題ですし、先般の事件につきましても新聞に名前も出ておりましたので、そういったその方が、状態がどうだったのかというようなことについては、やはり公の場所で明言することにつきましてはプライバシーに関わる問題もございましょう。ですから、そういう取り上げ方ではなくて、やはり作業所もできております、斑鳩町に。精神障害をお持ちの皆さん方の施策についても斑鳩町の障害者福祉計画、これらの計画に沿ってですね、他の障害をお持ちの皆さまと同様、それらの施策についてきちっと位置付けをしていくということ、今後もそういう意識にたって理事者側も進めていっていただきたい。なお、吉野委員さんにつきましては、そういう方々との連携がおありなようでしたら、できましたらそういう方々のご意見をより多く町のほうへもお寄せいただくということも大事かと思えます。そういう声が聞こえてこない、施策に反映しにくい点もございしますので。積極的にいろんなご意見を持ち寄っていただきたいということも、またそういったグループの方にお願ひしておいていただけたらと思えます。

他に、その他について何かございますでしょうか。

吉野委員。

吉野委員

今の委員長のご発言のなかでもありましたとおり、前回の議会でも発言しましたとおり、例えば心の障害者さんの交通費、バスの割引の件ですね。これも斑鳩町のほうからも県のほうに言っていたらと思う。今後ともいろいろ気をつけて、そういう点で自分ではなんなりともさせていただけたいと思ってます。

委員長

他に委員さん、その他について何かこの際ですので、お尋ねになりたいということございましたら。よろしいですか。

(な し)

委員長

それでは、その他につきましてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして本日の審査案件につきましては、全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして副町長のご挨拶をお受けしたいと思います。 芳村副町長。

(副町長挨拶)

委員長

それではこれもちまして、厚生常任委員会を閉会させていただきます。皆さまにおかれましては大変ご苦労さまでございました。

(午前10時15分 閉会)